

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託(ファンド)をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書(目論見書)の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただか、センターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

### 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、契約締結時交付書面(取引報告書)をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

### 3. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について  
当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファン  
ドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

- ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

- ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

#### ■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

- 購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

#### ■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1 口あたりの購入価額）に、ファン  
ドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

(例 1) 口数指定で購入する場合 (円貨決済)

購入価額 10,000 円 (1 万口あたり) で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料 (税込) =  $10,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} \div 10,000 \text{ 口} \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円}$  とな  
り、合計 1,033,000 円 (税込) お支払いただくことになります。

(例 2) 口数指定で購入する場合 (外貨決済)

購入価額 10 米ドル (1 口あたり) で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料 (税込) =  $10 \text{ 米ドル} \times 1 \text{ 万口} \div 1 \text{ 口} \times 3.3\% = 3,300 \text{ 米ドル}$  となり、  
合計 103,300 米ドル (税込) お支払いただくことになります。

(例 3) 金額指定で購入する場合 ([ ]内は外貨決済を選択した場合の例)

100 万円 [10 万米ドル] の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万  
円 [10 万米ドル] の中から申込手数料 (税込) をいただきますので、100 万円 [10 万  
米ドル] 全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額 (税込) は端数処理等により上記の  
計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

#### **4. 当社の概要**

・商号等	マネックス証券株式会社
	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年 5 月
・資本金	12,200 百万円
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル	0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト	ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

#### **当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口**

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

#### **金融 ADR 制度のご案内**

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以上

（2021 年 8 月）

KTM\_TOUSHIN\_2.0

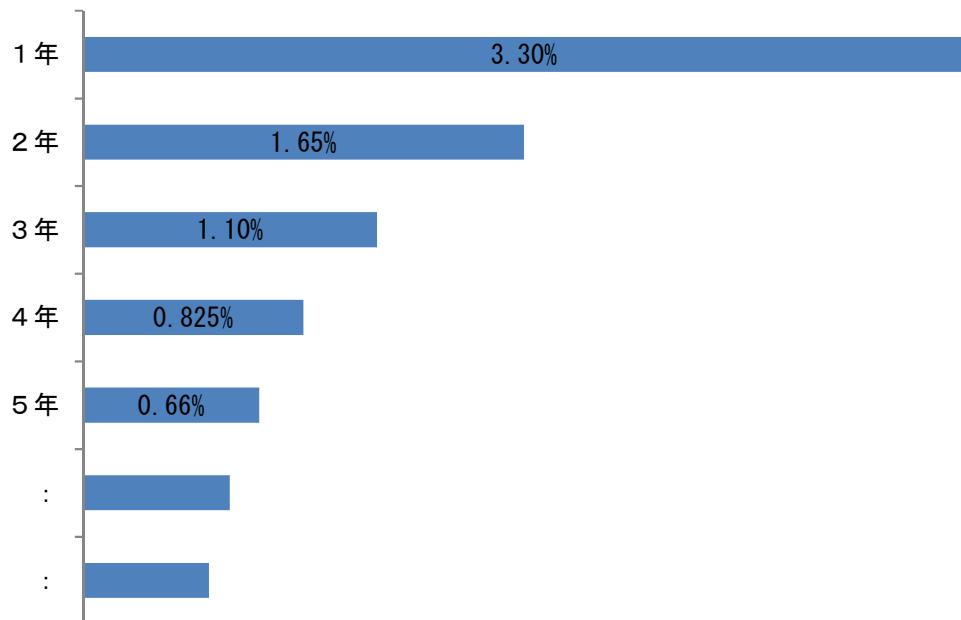
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

(2021年8月)



三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2021年9月17日

# 北米高配当株ファンド (毎月決算型)／(年2回決算型)

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**三井住友信託銀行株式会社**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)  
第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれてありますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。



本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいっています。

北米高配当株ファンド（毎月決算型）：毎月決算型  
北米高配当株ファンド（年2回決算型）：年2回決算型

## 委託会社の概要



委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円（2021年7月30日現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	10兆3,920億円（2021年7月30日現在）

## 商品分類・属性区分



商品分類					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）			
追加型	海外	株式			
属性区分					
ファンド名	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月決算型	その他資産（投資信託証券（株式 一般））	年12回（毎月）	北米	ファミリー ファンド	なし
年2回決算型		年2回			

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月16日に関東財務局長に提出しており、2021年9月17日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的



当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて北米の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色



**1** 北米の金融商品取引所に上場している株式等を実質的な投資対象とし、安定した配当収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 北米高配当株マザーファンドへの投資を通じて、主に米国・カナダの金融商品取引所に上場している株式等に投資を行います。
- 銘柄の選定に当たっては、主に配当利回りの水準に着目しつつ、企業のファンダメンタルズ分析により利益の成長性、配当の持続性、財務の健全性およびバリュエーション等を考慮して行います。
- 株式(優先株式を含みます。)に加え、MLP、REIT等にも投資を行う場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



### MLP(エムエルピー)について

MLPとはマスター・リミテッド・パートナーシップ(Master Limited Partnership)の略称であり、米国で行われている共同投資事業形態のひとつです。

### REITについて

REITとは投資家から集めた資金を不動産に投資し、その賃料などを投資家に分配する金融商品です。

**2** マザーファンドにおける運用指図にかかる権限をプリンシパル・グローバル・インベスタートーズ・エルエルシーへ委託します。

2

ファンドの目的・特色



# ファンドの目的・特色

3

「毎月決算型」と「年2回決算型」の2つのファンドからお選びいただけます。

## ▶毎月決算型

- 毎月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として分配を目指します。
- また、毎年1、4、7、10月の決算時には基準価額の水準などを考慮し、配当等収益に加え売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。

## ▶年2回決算型

- 毎年6月、12月の23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配金額を決定します。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
毎月 決算型	決算 ¥											
年2回 決算型						決算 ¥						決算 ¥

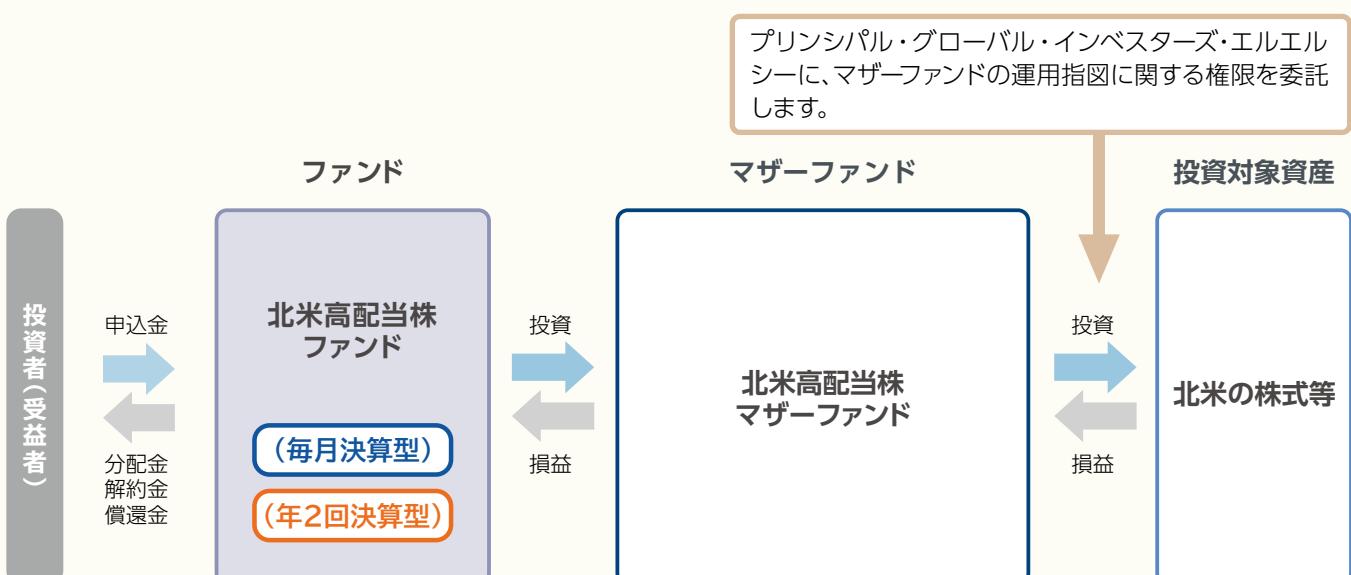
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 販売会社によっては、2つのファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。なお、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

- ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



## マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

### ▶ プリンシパル・グローバル・インベスタートーズ・エルエルシー

■ プリンシパル・グローバル・インベスタートーズ・エルエルシーは、1879年に米国で設立されたNASDAQ Global Select Market上場の総合金融機関プリンシパル・ファイナンシャル・グループの資産運用会社です。

■ 同社は、自社の運用に加えて、戦略特化型運用会社を傘下にもち(マルチブティック戦略)、世界の幅広い投資家に対して、多様な運用戦略を提供しています。

■ 株式運用においては、長年にわたり高配当に着目した運用を行っております。

■ 高配当株戦略の運用においては、株式に加え、MLPやREITへの投資も行っております。

### ▶ 運用プロセス

#### 北米市場に上場している株式等

北米の金融商品取引所に上場している株式等を投資対象とします。

#### 調査対象銘柄

時価総額、流動性、配当状況、割高/割安の度合いなどから調査対象銘柄を選定します。

#### 投資候補銘柄

業種及び個別銘柄分析を実施します。個別銘柄分析では、定性分析(ビジネスモデル、競争力、収益性、配当の伸び、経営陣の能力、株主還元姿勢等)と定量分析(各種バリュエーション指標)を通じて、銘柄の絞込みを行います。

#### ポートフォリオ

アナリストの推奨を踏まえ、最終的にはポートフォリオマネジャーが組入銘柄とその比率を決定し、ポートフォリオを構築します。

※上記の運用プロセスは、今後変更される場合があります。



## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- MLPへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## 分配方針

### ▶ 毎月決算型

- 毎月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
  - 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
  - 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

毎月決算型は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

5

### ▶ 年2回決算型

- 年2回(原則として毎年6月および12月の23日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

年2回決算型は複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。  
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

## 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

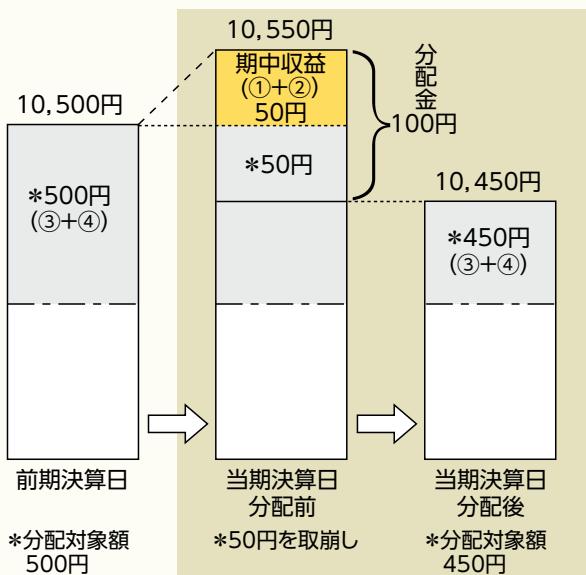


■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

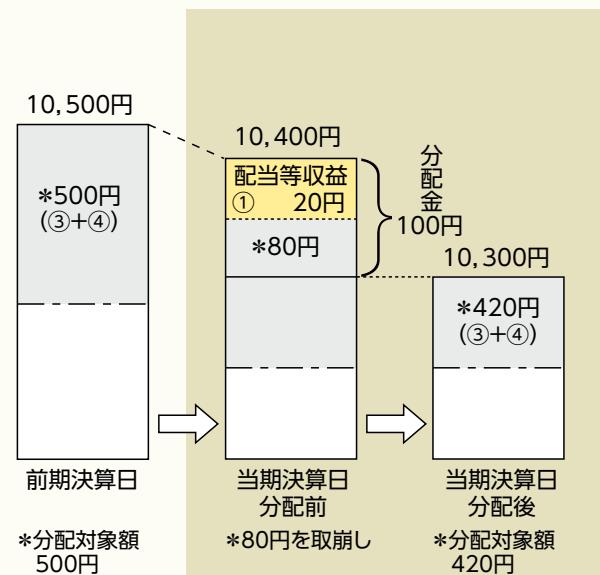
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### [前期決算日から基準価額が上昇した場合]



#### [前期決算日から基準価額が下落した場合]

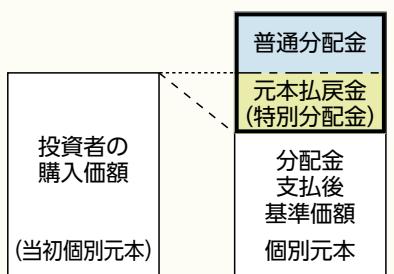


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。  
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

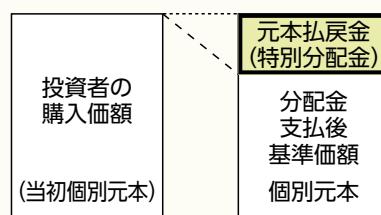
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### [分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合]



※元本戻し金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻し金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### [分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合]



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



## 基準価額の変動要因



- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

### 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

### MLP投資のリスク

MLPは、対象とする事業から得られる利益などを収益源としており、事業を取り巻く環境、事業の成長性や収益性等の影響を受けて価格は変動します。また、MLPの多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を対象としているため、エネルギー市況の変化や金利変動等の影響を受けて価格は変動します。この他、関連する法令や税制等が変更された場合、MLPの価格が影響を受けることがあります。これらの要因により、MLPの価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

### 不動産投資信託(REIT)投資のリスク

REITは、不動産を取り巻く環境や不動産市況の変化、保有する不動産または不動産ローン担保証券等の価格の変動、賃料収入または利息収入の増減、稼働率の変動等の影響を受けて価格は変動します。また、REITが借入れを行っている場合、金利支払い等の負担の増減やレバレッジ比率の変動により、価格が大幅に変動することがあります。この他、関連する法令や税制等が変更された場合、REITの価格が影響を受けることがあります。これらの要因により、REITの価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

### 為替リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## 信用リスク

株式等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価等は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

REITの財務状況等が悪化し、経営不安や倒産等に陥ったときには、REITの価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## その他の留意点



### ファンド固有の留意点

#### MLPの税金について

MLPの分配金は、37.0%を上限として源泉徴収されます（なお、源泉徴収された金額の一部が還付される場合があります。）。また、MLP投資においては、上記に加えてその他の税が課される場合があります。これらの税金の支払い等によりファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

※現地の税制が変更された場合等は、税率等が変更となる場合があります。

※上記は、2021年7月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。

### 投資信託に関する留意点

■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## リスクの管理体制



委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。



## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

### 〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕



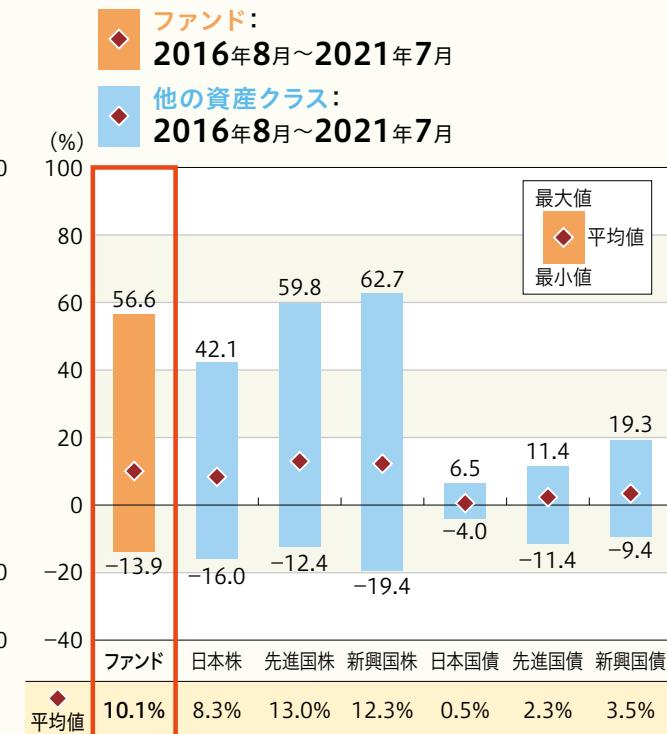
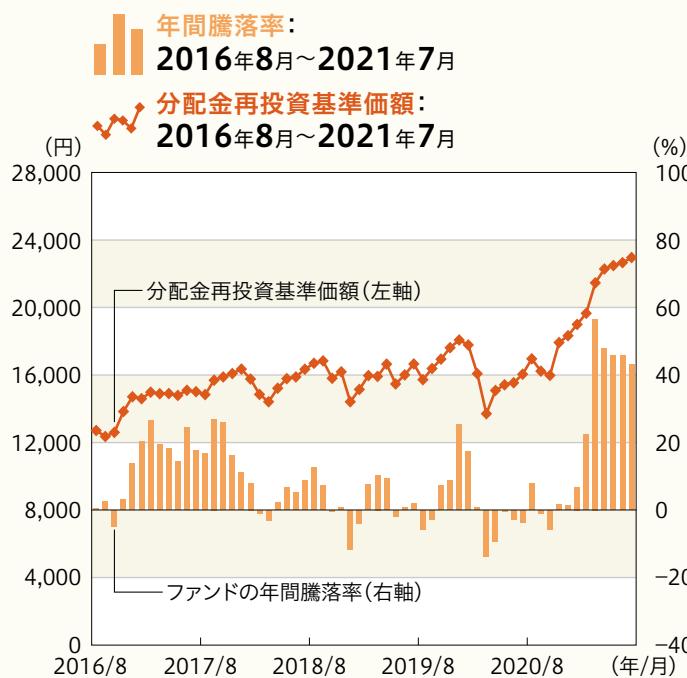
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### 〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

#### ■ 毎月決算型



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

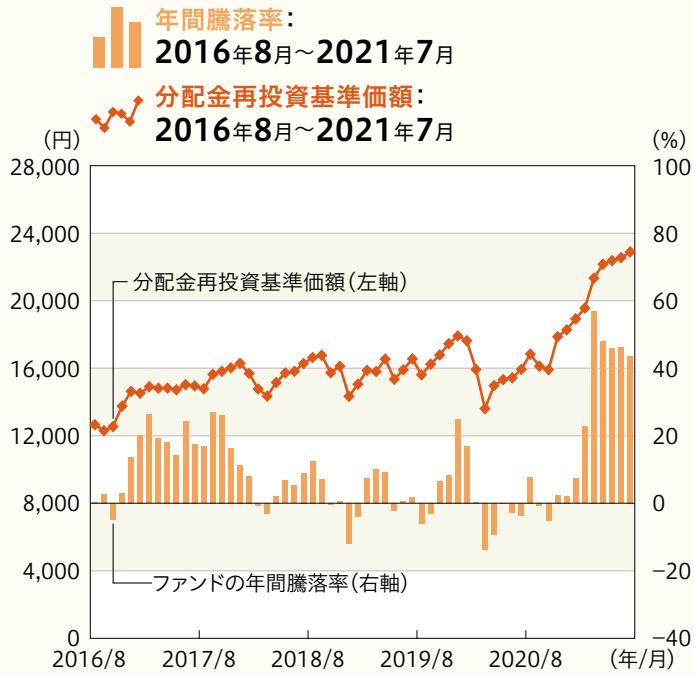
## [ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ]

## [ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 ]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

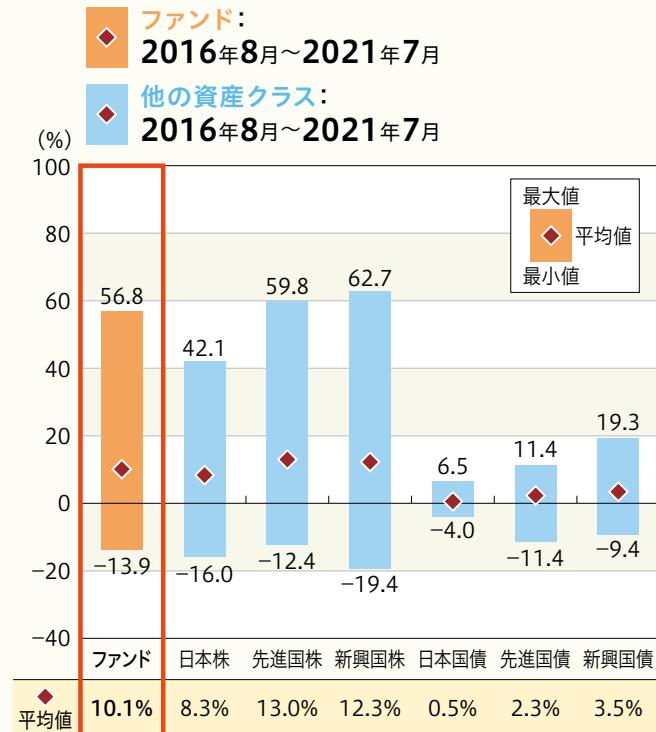
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

## ■ 年2回決算型



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指標

日本 株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指標で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国 株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指標で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指標で、新興国の株式を対象としています。
日本国 債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指標で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国 債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指標で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国 債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指標で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指標に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指標の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。

\* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
\* 委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

## 毎月決算型



決算期	分配金
2021年 7月	500円
2021年 6月	40円
2021年 5月	40円
2021年 4月	500円
2021年 3月	40円
直近1年間累計	1,400円
設定来累計	7,100円

\*分配金は1万口当たり、税引前

## 年2回決算型



決算期	分配金
2021年 6月	0円
2020年12月	0円
2020年 6月	0円
2019年12月	0円
2019年 6月	0円
設定来累計	100円

\*分配金は1万口当たり、税引前

\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

## 主要な資産の状況



## 毎月決算型

投資銘柄	投資比率
北米高配当株マザーファンド	99.9%

## 年2回決算型

投資銘柄	投資比率
北米高配当株マザーファンド	100.2%

\*投資比率は全て純資産総額対比

基準日:2021年7月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## ■北米高配当株マザーファンド

## 上位10銘柄

	投資銘柄	業種	投資比率
1	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.4%
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.3%
3	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	メディア・娯楽	3.5%
4	LITTELFUSE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.4%
5	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	3.3%
6	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	ソフトウェア・サービス	3.2%
7	HOME DEPOT INC	小売	2.8%
8	SAP SE-SPONSORED ADR	ソフトウェア・サービス	2.7%
9	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	2.6%
10	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.5%

## 資産別構成

## 株式

## REIT

## 株式上位10業種

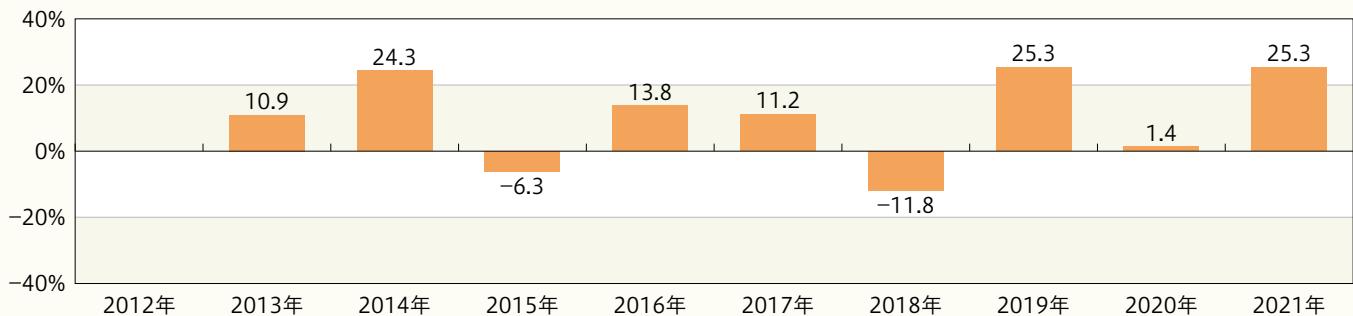
	業種	投資比率
1	ソフトウェア・サービス	12.4%
2	メディア・娯楽	8.5%
3	資本財	8.1%
4	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.8%
5	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.5%
6	ヘルスケア機器・サービス	7.1%
7	半導体・半導体製造装置	7.0%
8	各種金融	5.7%
9	小売	5.4%
10	銀行	4.4%

\*投資比率は全て純資産総額対比 \*業種は世界産業分類基準(GICS)

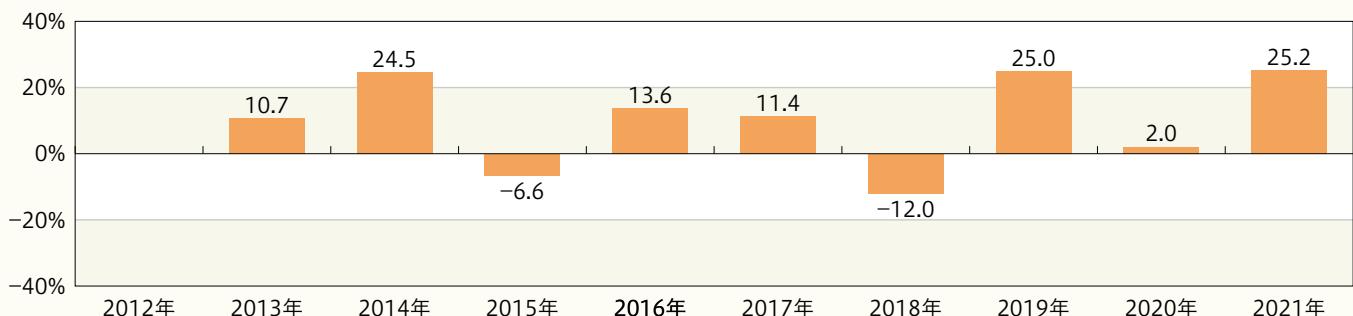
## 年間収益率の推移(暦年ベース)



## ■ 毎月決算型



## ■ 年2回決算型



\*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2013年は当初設定日(2013年6月28日)から年末までの収益率、2021年は7月末までの収益率です。

\*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

\*ファンドには、ベンチマークはありません。



## お申込みメモ

### 購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入申込について	販売会社によっては、 <b>毎月決算型</b> および <b>年2回決算型</b> の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

### 申込関連

申込締切時間	原則として、午後3時までに購入・換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2021年9月17日から2022年3月17日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	以下に当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ●ニューヨーク証券取引所の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

### 決算日・収益分配

決算日	<b>毎月決算型</b> 毎月23日(休業日の場合は翌営業日)
	<b>年2回決算型</b> 毎年6月、12月の23日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<b>毎月決算型</b> 年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)
	<b>年2回決算型</b> 年2回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) <b>(共通)</b> 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## お申込みメモ



## その他

信託期間	2023年6月23日まで(2013年6月28日設定)
繰上償還	<p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>● 各ファンドの残存口数が30億口を下回ることになったとき</li> <li>● その他やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
信託金の限度額	各ファンド3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の照会方法	<p>ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、以下のように掲載されます。</p> <p><b>毎月決算型</b> 北米高配毎月  <b>年2回決算型</b> 北米高配年2</p>
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>● 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。</li> <li>● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、2021年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>



## ファンドの費用・税金



### ■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

#### 購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に <b>3.85%(税抜き3.5%)を上限</b> として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### 保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に <b>年1.804%(税抜き1.64%)</b> の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.85%</td> <td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.75%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.04%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.85%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.85%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価											
販売会社	年0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
	※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。												
	※委託会社の報酬には、北米高配当株マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬(当該マザーファンドの組入評価額に対して年0.4%以内)が含まれております。												
その他の費用・手数料	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li> <li>●有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li> <li>●資産を外国で保管する場合の費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。</p>												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金



## ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

## 分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

## 換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。

また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 少額投資非課税制度

## NISA

## 未成年者少額投資非課税制度

## ジュニアNISA

対象となる 投資信託	公募株式投資信託(新たに購入が必要)	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	20歳以上の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0~19歳の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非課税の期間	最長5年間(投資期間は2023年まで)	
利用できる 限度額	120万円/年 (最大600万円)	80万円/年 (最大400万円)

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2021年7月末現在のものです。



## MEMO

17

## MEMO



三井住友DSアセットマネジメント